

公益財団法人愛知県国際交流協会

ボランティアの しおり



ボランティアの皆様へ

このたびは当協会ボランティアにご登録いただき誠にありがとうございました。このしおりは、今後のボランティア活動にあたっての注意事項や当協会概要などをまとめたものです。必ずご一読くださいますようお願いいたします。

1. ボランティアの心構え

ボランティア活動を有意義で楽しいものにするため、次のことを心がけましょう。基本的な心構えを、「ボランティア研修会」の講師の先生方のことばなどの中から拾ってみました。

(1) 全般

◎ 国際交流を推進するためのサポーターである自覚を持つ

当協会のボランティアは、この地域の国際交流の推進者の一人として登録していただいています。ボランティア活動が、皆さんの語学力の向上をはじめとしたスキルアップにつながることは間違いありませんが、それは本来の目的ではありません。「国際交流を進めていくために自分には何ができるのか」を常に考えながら活動しましょう。

◎ 自分に合った活動を

ボランティア活動を長く続けるためには、自分に合った活動をするのが大切です。無理のないスケジュールで、無理のない内容の活動を選びましょう。「自分にはちょっと難しいかな」「自分には合わないな」「この時期は忙しくて無理かな」と思ったら、断る勇気も必要です。

◎ 責任を持つ

ボランティアだからといって、無責任な行動は禁物です。遅刻や無断欠席は絶対にしてはいけません。活動の場での約束は必ず守り、責任ある行動をしましょう。

◎ 謙虚な気持ちを持つ

善意も押しつけになれば、かえってマイナスです。自分自身も楽しみながら学び、何かを得ていくというものでなければ、ボランティア活動は長続きしません。つねに尋ねる姿勢・学ぶ姿勢が必要でしょう。また、自分の価値観を押しつけず、相手の立場に立って物事を考え、活動することが大切です。

◎ 秘密を守る

ボランティア活動を通して、個人のプライバシーに関わることを知ることもあります。それらの内容は、絶対に他言しないようにしましょう。また、ボランティア活動以外の目的で利用してもいけません。国際交流を推進するためには信頼関係が大切です。

◎ 好奇心を持っていろいろなことに関心を持つ

ボランティア活動をしていると、いろいろな場面に遭遇します。日頃から、地域のことや世界のことに目を向け、いろいろなことを情報収集しておくとういでしょう。研修会・勉強会への参加やボランティア同士の情報交換も大いに役立ちます。

◎ 周りの人との人間関係は大切

国際交流は、人と人のつながりが基本です。活動にあたっては、お互いに理解し合えるよう、コミュニケーションを大切にしましょう。また、活動に際して、不安なこと、わからないこと、困っていることがあれば、当協会の担当者や事業主催者に遠慮なく相談しましょう。さらに、活動にあたっては、家族など身近な人の理解や協力を得ることも必要です。

◎ 安全に配慮する

ボランティア活動中に、万一の事故に遭うことがないように、安全には十分配慮しましょう。

◎ 参考資料を集める

ボランティア活動の事前勉強のため、当協会発行の印刷物を入手したい場合は、当協会のボランティア担当者にお問合せください。

(2) 語学 ～ 通訳 ～

◎ 通訳者としてのモラルを忘れない

ボランティアだからといって、無責任であってはなりません。できそうもない場合は、きちんと断ることが必

要です。守秘義務は守る、時間に遅れない、服装や身だしなみを整えるといった基本的なことを含め、求められる役割においては高い意識を心がけましょう。責任感あふれる態度は信頼感につながります。

◎ 正確に訳すことを心がける

話していないことを付け足したり、話を割愛してはいけません。聞き取りにくかったり、相手の意図が不明確だったりする場合は、必ず聞き直して確認しましょう。わからない用語があれば辞書を引くことも必要です。誤訳に気づいた時は、隠さず、すぐにその場で対応しましょう。

◎ 通訳に徹する

通訳は双方のコミュニケーションの橋渡し役です。通訳者が、勝手に答えたり、個人的な助言や意見を言ったりしないようにしてください。また、外国人もしくは日本人のどちらかと一方的に話すのも禁物です。個人的な偏見を持たず、常に中立的な立場を心がけましょう。

◎ 相手に伝わるように伝える

文化的背景や制度の違いから、逐語訳をしても通じないこともあります。必要に応じて、日本や外国の背景事情を補足し、お互いの理解を深めることも時には必要です。通訳の際にはその点を留意するとともに、自分でも事前に、日本や通訳をする言語の国の文化・背景を調べておくとういでしょう。

(3) 語学 ～ 翻訳 ～

◎ レベルにあったものを引き受ける

翻訳を依頼された場合、まず内容や分量・納期などを確認し、自分にできそうかどうかを考えてみてください。「辞書で調べればいいや」と安易に自分のレベルに合わないものを引き受けてはいけません。自分には難しいと思った場合は、できるだけ早く断りましょう。

◎ 納期を必ず守る

納期を確認し、間に合わなさそうなものは断るか、いつまでなら出来るかを伝えましょう。納期直前でのキャンセルは、多くの人に迷惑をかけることとなります。引き受けた以上は、「空いた時間にやればいい」ではなく、納期に間に合うよう早めに取りかかりましょう。

◎ 守秘義務を守る

翻訳内容を自分のために使ったり、他言してはいけません。また、翻訳作業中も、人の目につく所に放置しない・Eメールの送信ミスをしなないなど、取り扱いには十分注意しましょう。

◎ 確認をする

翻訳にあたり、わからないことや迷うことがあれば、必ず当協会のボランティア担当者に確認をしてください。とりわけ固有名詞や制度名・行政機関名などは公式な訳がある場合もあるので、確認が必要です。

(4) ホームステイ

◎ 目的はあくまでも「交流」

ホームステイを引き受けた結果として外国語に慣れるということはある得ることでありますが、ホームステイはあくまで人と人との交流の場・ふれあいの場です。特に留学

生や研修生にとって、ホームステイは日常生活で話される日本語を習得するチャンスですので、せっかくの機会を奪わないよう気をつけましょう。

◎ 立場は対等

ホームステイは一般的に無償で行われる場合が多いですが、「世話をしてやる」という態度はいけません。外国の方に日本の生活や習慣を知っていただくと同時に、外国の方からいろいろな異なる文化を学び、相互理解を深めることも大きな目的の一つで、ホームステイをする側とされる側はあくまでも対等の立場なのです。

◎ 家族

他のボランティア活動でも家族の理解を得ることが望ましいですが、ホームステイは特に家庭に外国の方を招いて、ともに生活をするのですから、家族全員が受け入れに賛成していることが必須です。家族の中にひとりでもホームステイに消極的な人がいると、自然に相手の外国人にも分かり、さびしい思いをさせてしまいます。受け入れにあたっては、家族でよく相談しましょう。

◎ ことばの問題

ホームステイをするにあたって最大の不安はやはりことばでしょう。相手の国のことばが話せたり、相手が日本語を話せたりすればいいでしょうが、互いのことばが話せないからホームステイはできないということは決してありません。相手に自分の気持ちを伝えよう、相手の言っていることに耳を傾けよう、そういう気持ちさえ持っていれば、大きな誤解が生じることはないでしょう。身振り手振りで話したり、辞書を片手にメモを書いたり…、お互いに相手を一生懸命理解しようとすることで、かえって仲良くなれるのです。

◎ 事前勉強

事前に相手の国のこと、自分の国のことを勉強しておく、話題がどんどん広がるとともに、価値観や習慣の違いによる誤解やトラブルを防ぐこともでき、より楽しく有意義なホームステイができるでしょう。お互いが気持ちよく過ごせるよう、家族構成や住宅事情など自分の家庭環境等を前もって伝えておくと同時に、相手の来日目的や宗教、生活習慣や考え方の違い、アレルギーや好みなどについても聞いておくとういでしょう。

◎ 意思表示は明確に

たとえ相手の国のことばが話せなくても、YES・NOの意思表示ははっきりしましょう。例えば、お金に関することや、やってはいけないことを注意するのは言いにくく、つい曖昧にしがちですが、曖昧にすることでかえって大きな誤解を招き、気まずくなってしまうことも少なくありません。ダメなことは最初に理由をきちんと示しながらはっきり「ダメ」と言い、納得してもらいましょう。

◎ スケジュールの作り方

事前に大まかなスケジュールを立てることは大切ですが、臨機応変に対応できる柔軟なスケジュールを立ててください。あまり綿密な計画を立てても、なかなかその通りにはいかないものです。時差ボケや疲れなどにより、体調がすぐれず休息を必要とする場合もあります。また、観光名所などを案内する際に、ゲストの興味はいろいろですし、宗教的な理由などから神社・仏閣を訪れることができない人もいます。ゲストの立場に立ったスケジュー

ール調整をすることを心がけましょう。また、あらたまって色々な場所に出かけなくても、スーパーで買い物をして料理を作ったりするのも、ゲストにとっては日本の日常生活を体験するよい機会になります。ゲストの体調や希望を聞きながら、一緒にプランを立てると、楽しいスケジュールが作れるでしょう。ただし、無理な場合は「遠すぎる」とか「時間がない」など、理由をきちんと説明してはっきり断ることも必要です。

◎ 受け入れ時のチェックリスト

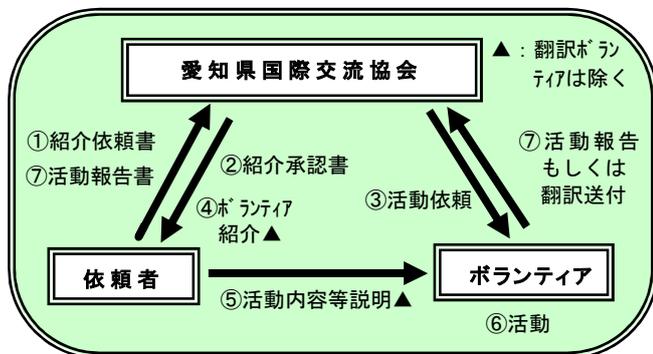
受け入れ前	
家族全員の同意	<input type="checkbox"/>
幹旋団体への家庭環境の周知	<input type="checkbox"/>
受け入れ外国人の情報の入手	<input type="checkbox"/>
事前勉強	<input type="checkbox"/>
スケジュール案作り	<input type="checkbox"/>
緊急時の連絡先の確認	<input type="checkbox"/>
受け入れ初日	
家族の紹介	<input type="checkbox"/>
家の中の案内	<input type="checkbox"/>
入浴方法	<input type="checkbox"/>
電話のかけ方	<input type="checkbox"/>
家のルールの説明	<input type="checkbox"/>
食事制限等の再確認	<input type="checkbox"/>
スケジュールの希望	<input type="checkbox"/>

(5) サポートボランティア

サポートボランティアは、欠員が生じた場合等、必要に応じて追加募集します。現在、活動中の種類は、プラザにほん語教室、日本語教育リソースルーム、図書コーナーです。

2. 活動までの流れ

- ◎ 語学及びホームステイボランティアの紹介依頼から活動までの流れは次のとおりです。



なお、紹介依頼から活動日までの日数が少ない場合などには、情報提供をより迅速に行うためにEメールやFAXをお持ちのボランティアの方を優先することがあります。

- ◎ 当協会の定めるボランティア活動は、登録者の方の善

意と自由意志に基づく無報酬の活動です。ただし、原則としてボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、依頼者が負担します。

- ◎ ボランティア活動の際には必ずボランティア登録証を携帯してください。
- ◎ ボランティア活動をしていただく予定の方には、活動中の万一の事故に備え、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入していただきます。なお、保険料は当協会が負担いたします。

3. 大規模災害時のボランティア活動

災害発生時には、当協会のあいち多文化共生センターへ相談や問合せが激増することが考えられます。

その際、語学ボランティアの皆さまには、通訳・翻訳等可能な範囲でご協力をお願いします。

★災害時に役立つ情報★

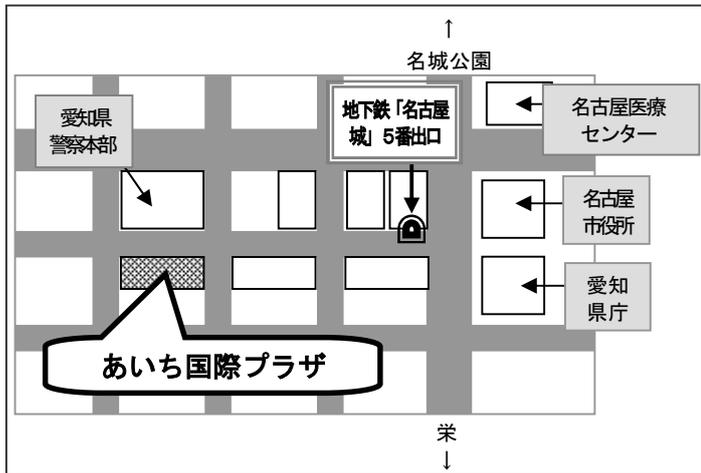
災害時、次のような相談や問合せが考えられます。日頃から防災・災害に関する言葉などをチェックしておきましょう。

- 災害の状況
- 避難所生活の説明（決まりごとなど）
- 災害発生時に受けられるサービスの内容
- 救護・医療を受ける方法
- 生活復旧等の情報
 - 仮設住宅の内容と手続き
 - 病院・学校・金融機関の状況
 - 保険証・キャッシュカード・通帳を失くしたときの対処方法 など



4. あいち国際プラザ

当協会には、「あいち多文化共生センター」、「図書コーナー」などのほか、登録ボランティアの方にご利用いただける「ボランティアルーム」があります。また、様々な講座、勉強会、講演会、イベントなども開催しています。世界の国々の情報収集の場として、また交流を深め広げていく場として、ぜひご利用ください。



所在地：〒460-0001
名古屋市中区三の丸二丁目6番1号
愛知県三の丸庁舎1・2階
(地下鉄「名古屋城」駅 5番出口から西へ徒歩5分)

<問合せ先>

- ・総務管理担当
Tel:052-961-8744 / Eメール: somu@aia.pref.aichi.jp
- ・企画情報担当
Tel:052-961-7903 / Eメール: johu@aia.pref.aichi.jp
- ・交流共生担当 (ボランティア担当)
Tel:052-961-8746 / Eメール: koryu@aia.pref.aichi.jp
- ・交流共生担当
Tel:052-961-1409 / Eメール: kikin@aia.pref.aichi.jp
- ・相談担当 (あいち多文化共生センター)
Tel:052-961-7902 / Eメール: sodan@aia.pref.aichi.jp
- ・FAX (共通) 052-961-8045
- ・WEBサイト <https://www2.aia.pref.aichi.jp/>

- 開館日 月曜日～土曜日 10:00～18:00
(金曜日は 10:00～20:30)
- 休館日 日曜日・祝日・国民の休日および年末年始
(12/29～1/3)

◎ WEBサイト (I-NET)

I-NETは、外国人向けの生活情報や県民の皆様への国際交流推進のための情報などを日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語／朝鮮語の6か国語で提供しています。ご自宅のパソコン等からインターネット経由でご利用いただくことができます。

<問合せ先> 企画情報担当 Tel:052-961-7903
<WEBサイト> <https://www2.aia.pref.aichi.jp/>

◎ あいちの国際交流メールマガジン

当協会のメルマガにご登録いただきますと国際交流に関するイベント情報等をお届けします。配信をご希望の方は下記サイトよりご登録ください。
<https://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/mm/merumagatop.html>
<問合せ先> 企画情報担当 Tel:052-961-7903

◎ 図書コーナー

国際交流や外国文化に関する図書をはじめ、日本語教育に関する図書、小中学生向け図書、各言語の辞書、外国語で書かれた日本紹介書、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語／タガログ語、英語、中国語、韓国・朝鮮語の絵本などの蔵書が約22,000冊あります。また、併設の新聞・雑誌コーナーでは、海外の新聞や雑誌が揃っています。

また、ビデオコーナーでは、外国紹介や日本文化紹介DVDなどをブースで視聴できます。

・開室日: 月～土 10:00～18:00
(休館日及び図書整理期間は休室します)

<問合せ先> 企画情報担当 Tel:052-961-7903

◎ 国際交流団体交流室

民間国際交流団体用の会議室です。大小二つの部屋があり、会員のみのミーティングなどにご利用いただけます。ご利用には団体登録が必要です。

<問合せ先> 交流共生担当 Tel:052-961-8746

◎ ボランティアルーム

協会登録ボランティアが、ボランティア活動にかかる打ち合わせ、ボランティア活動にかかる準備作業、ボランティア間の勉強会、ボランティア相互の情報交換などの活動をする場合にご利用いただけます。

<問合せ先> 交流共生担当 Tel:052-961-8746

【ボランティア自主勉強会】

現在、登録ボランティアによる英語の自主勉強会が行われています。また、これ以外の言語でも勉強会を立ち上げることもできます。ボランティアに登録している方ならどなたでも参加・提案できますので、お気軽にお問い合わせください。

<問合せ先> 交流共生担当 Tel:052-961-8746

◎ あいち多文化共生センター

外国人県民の方が安心して暮らせるように以下の事業を行います。

- 多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供、複雑な問題に対する継続的な支援

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、日本語	月～土曜日	10:00～18:00
ウクライナ語	月・水・木曜日	

※対応言語・対応時間は変更することがありますので、詳しくはホームページでご確認ください。

- 外国人のための無料弁護士相談 (予約制)

毎月第2・4金曜日 13:00～16:00

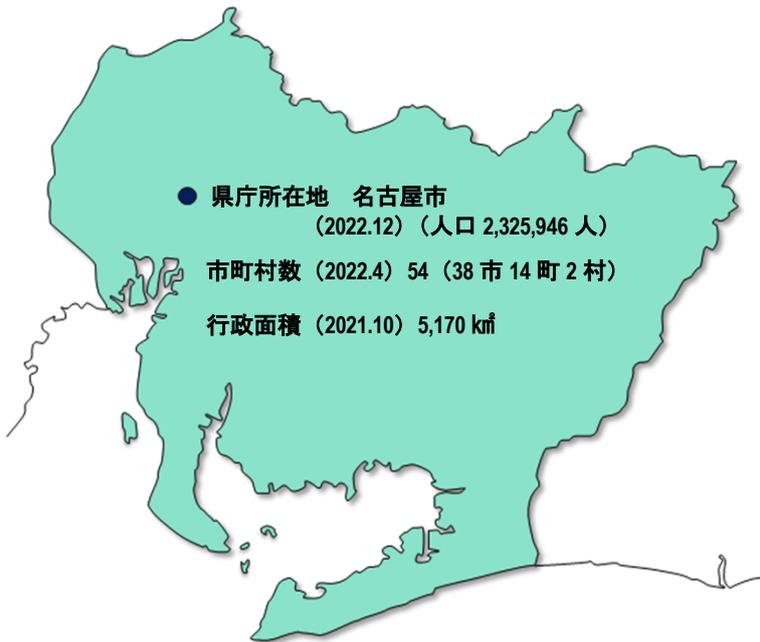
(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語は通訳付き)

● 外国人向け専門相談（予約制）

- ・ 在留関係相談
毎月第3水曜日 13:00～17:00
- ・ 労働関係相談
毎月第2月曜日 13:00～17:00
- ・ 消費生活関係相談
毎月第4月曜日 13:00～16:30

※対応言語は、日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語
 <問合せ先> 相談担当 Tel:052-961-7902

5. 愛知県の概要



人口 (2022.11)	7,496,934 人 (全国第4位)
男女の割合 (2022.11)	男 49.81% 女 50.19%
平均年齢 (2021.4)	46.0 歳
平均寿命 (2020)	男 81.59 年 女 87.44 年
100歳以上の人 (2021.10)	男 379 人 女 2,992 人
世帯数 (2022.4)	3,266,593 世帯 (1世帯平均 2.29 人)
友好提携都市	(1980.5) オーストラリア・ビクトリア州 (1980.7) 中国・江蘇省 (2019.5) 中国・広東省
年間平均気温 (名古屋市・2021)	16.8℃
年間最高気温 (名古屋市・2021)	37.8℃
年間最低気温 (名古屋市・2021)	-3.7℃
年間降水量 (名古屋市・2021)	1,999 mm
森林面積 (2021.3)	217,879ha (県総面積の 42.1%)
都市公園面積 (2020.3)	5,877ha (1人当たり 7.84 m ²)
大学・大学院数 (2021.5)	52 校
短期大学数 (2021.5)	18 校
外国人留学生数 (2021.5)	5,731 人
在留外国人数 (2021.6)	269,685 人 (全国総人口の 3.6%)
外国人技能実習生数 (2020)	44,268 人

国際会議開催件数 (名古屋市・2020) 9 件
 県内民間国際交流団体数 (2022) 305 団体
 県内企業の海外進出状況 (2020)
 アジア 2,829 拠点/北米 567 拠点/ヨーロッパ 525 拠点/
 その他 340 拠点 計: 4,261 拠点
 製造品出荷額 (2019) 47 兆 9,244 億円 (43 年連続日本一)
 農業産出額 (2020) 2,893 億円 (全国第8位)
 貿易港の輸出額 (2021) 16 兆 800 億円
 (県内貿易港 4 港/全国の 19.4%)
 貿易港の輸入額 (2021) 7 兆 1,113 億円
 (県内貿易港 4 港/全国の 8.4%)
 貿易港の輸出超過額 (2021) 8 兆 9,687 億円
 (県内貿易港 4 港)
 県内総生産 (名目) (2019) 40 兆 9,107 億円

公益財団法人愛知県国際交流協会 ボランティア登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民が各種の国際交流事業のボランティア活動に参加することにより地域の国際交流の担い手となり、草の根レベルの国際理解と友好親善を促進することを目的として、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が設置するボランティア登録制度に関し、必要な事項を定める。

(ボランティアの種類と活動内容)

第2条 ボランティア登録制度に登録をするボランティア（以下「ボランティア」という。）は、愛知県内で実施する次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 語学ボランティア
国際交流、国際協力、外国人支援活動等における通訳、翻訳
 - (2) ホームステイボランティア
一定期間外国人を家庭に宿泊させるホームステイ及び外国人を家庭に招いて交流を深めるホームビジットの受け入れ
 - (3) サポートボランティア
国際交流、国際協力、外国人支援等の活動
- 2 前項に掲げる活動であっても、次に掲げる活動については、対象としないものとする。
- (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 政治又は宗教に関する活動
 - (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動
 - (4) 特定の個人及び団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある活動

(登録)

第3条 ボランティア登録を希望する者は、協会に申込書（様式1）を提出する。

- 2 協会は、申込書の内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。
- 3 協会は、登録が可とした申込者について、速やかに登録名簿に登載するとともに、登録証（様式2）を交付する。

(登録内容の変更)

第4条 ボランティアは、住所、氏名等に変更があった場合、速やかに協会へ通知することとする。

- 2 協会は、前項の通知を受けた場合、速やかに登録名簿の記載内容を変更することとする。

(登録の取消)

第5条 協会は、次の場合、ボランティアの登録を取り消すこととする。

- (1) 登録者から辞退の申し出があったとき。
 - (2) 別に定める語学ボランティア制度実施要領、ホームステイボランティア制度実施要領、サポートボランティア制度実施要領に定める申込資格を失ったとき。
 - (3) その他、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- 2 協会は、ボランティアの登録を取り消した場合、速やかに登録名簿から削除することとする。
- 3 登録を取り消されたボランティアは、交付されている登録証を速やかに協会へ返却することとする。

(保険加入)

第6条 協会は、ボランティアの活動にあたり、万一の場合に備えて社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」に加入させるものとする。

- 2 前項に定める保険の加入に必要な費用は協会が負担する。

(活動)

第7条 ボランティアに活動を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、ボランティアの活動にあたり、活動内容の詳細等必要な事項を、事前にボランティアに説明しなければならない。また、活動に際しては、ボランティアに無理な協力を強いてはならない。

- 2 活動を依頼されたボランティアは、当該活動の趣旨をよく理解し、依頼者、外国人等の関係者が円満に所期の目的を達せられるように努めるものとする。また、自己の利益に資するような言動等はしてはならない。
- 3 依頼者及びボランティアは、ボランティアの活動において、事故あるいは依頼内容の不履行等によって関係者が不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

(報酬及び実費負担)

第8条 ボランティアの活動は、無報酬とする。ただし、依頼者は、ボランティアの交通費等の活動実費を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 活動を行ったボランティアは、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

- 2 ボランティアに活動を依頼した者は、活動によって知り得た個人情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

(危険負担)

第10条 ボランティアが事故等によって被った損害について、協会は賠償の責を負わないこととする。

- 2 ボランティアの活動(活動の不履行を含む。)により依頼者等が被った損害について、協会及びボランティアは賠償の責を負わないこととする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

.....

**公益財団法人愛知県国際交流協会
語学ボランティア制度実施要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱第2条第1項(1)に定める語学ボランティアに関し、必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 語学ボランティアへの登録を希望する者は、次の要件をすべて満たした者とする。

- (1) 語学ボランティア制度の趣旨を理解し、愛知県の国際交流の推進に熱意を有していること。
- (2) 日本語及びそれ以外の言語の読み、書き、会話ができること。
- (3) 通訳ボランティアにあつては、愛知県内に居住もしくは通勤、通学しており、18歳以上であること。翻訳ボランティアにあつては、18歳以上であること。
- (4) 語学ボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること。
- (5) 依頼に応じられる時間的余裕があること。

(外国語の種類)

第3条 外国語の種類は特に定めず、同一人が複数の外国語で登録しても差し支えないこととする。

(活動の内容)

第4条 語学ボランティアは、愛知県内で実施される国際交流、国際協力、外国人支援活動等における通訳及び当該活動にかかる軽易な文書の翻訳を行う。

(活動の対象)

第5条 語学ボランティアの活動の対象は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、公益財団法人愛知県国際交流協会(以下「協会」という。)がボランティア登録制度の趣旨に合致すると承認したものとする。

- (1) 協会が実施するもの。
 - (2) 国及び地方公共団体とそれらの関係機関が実施するもの。
 - (3) 愛知県内の学校等が実施するもの。
 - (4) 民間国際交流団体が実施するもの。
 - (5) その他協会が適当と認めるもの。
- 2 協会は、語学ボランティアの活動にあたり、通訳・翻訳業を営んでいる者の職域を犯さないように配慮する。

(活動依頼)

第6条 語学ボランティアに活動を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、紹介依頼書(様式1)を、原則として活動を希望する日の1ヶ月前までに協会へ提出する。

2 協会は、依頼内容を活動の対象と認めるときには、依頼者に紹介承認書(様式2)を交付するとともに、次によりボランティアに活動を依頼する。

- (1) 語学ボランティアに通訳活動を依頼する場合は、協会はボランティア登録者に照会をし、承諾を得たボランティアを依頼者に紹介する。
 - (2) 語学ボランティアに翻訳活動を依頼する場合は、協会はボランティア登録者に照会をし、承諾を得たボランティアに依頼する。
- 3 協会は、活動するボランティアが見つからない場合には、速やかにその旨を依頼者に連絡する。

(活動報告)

第7条 語学ボランティアに通訳活動を依頼した場合は、依頼者は、活動終了後速やかに活動報告書(様式3)を協会へ提出する。

(その他)

第8条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は令和4年4月1日から施行する。

.....

公益財団法人愛知県国際交流協会
ホームステイボランティア制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱(以下「要綱」という。)第2条第1項(2)に定めるホームステイボランティアに関し、必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 ホームステイボランティアへの登録を希望する者は、次の要件をすべて満たした者とする。
(1) 家族全員がホームステイボランティアの趣旨を理解し、愛知県の国際交流の推進に熱意を有していること。
(2) 愛知県内に居住しており、18歳以上であること。
(3) ホームステイボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること。
(4) 依頼に応じられる時間的余裕があること。

(活動の内容)

第3条 ホームステイボランティアは、一定期間外国人を家庭に宿泊させるホームステイまたは外国人を家庭に招いて交流を深めるホームビジットを通じて、日本文化の理解及び相互理解の促進を図る。
2 ホームステイ期間は、原則として1か月を超えないものとする。

(活動の対象)

第4条 ホームステイボランティアの活動の対象は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、公益財団法人愛知県国際交流協会(以下「協会」という。)がボランティア登録制度の趣旨に合致すると承認したものとする。
(1) 協会が実施するもの。
(2) 国及び地方公共団体とそれらの関係機関が実施するもの。
(3) 愛知県内の学校等が実施するもの。
(4) その他協会が適当と認めるもの。

(活動依頼)

第5条 ホームステイボランティアに活動を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、紹介依頼書(様式1)を、原則として活動を希望する日の2ヶ月前までに協会へ提出する。
2 協会は、依頼内容を活動の対象と認めるときには、依頼者に紹介承認書(様式2)を交付するとともに、協会はボランティア登録者に照会をし、承諾を得たボランティアを依頼者に紹介する。
3 協会は、活動するボランティアが見つからない場合には、速やかにその旨を依頼者に連絡する。

(活動報告)

第6条 依頼者は、活動終了後速やかに活動報告書(様式3)を協会へ提出する。

(報酬及び実費負担)

第7条 ホームステイボランティアの活動に対する報酬及び実費負担については、要綱第8条に定めるもののほか、宿泊等に伴う食費等の実費をホームステイボランティア家庭に支払うことができるものとし、その額等については、協会及び依頼者の協議により定めることとする。

(その他)

第8条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は令和4年4月1日から施行する。

公益財団法人愛知県国際交流協会
サポートボランティア制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱第2条第1項(3)に定めるサポートボランティアに関し、必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 サポートボランティアへの登録を希望する者は、次の要件をすべて満たした者とする。
(1) サポートボランティア制度の趣旨を理解し、愛知県の国際交流の推進に熱意を有していること。
(2) 愛知県内に居住もしくは通勤、通学していること。
(3) 18歳以上であること。
(4) サポートボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること。
(5) 依頼に応じられる時間的余裕があること。

(ボランティアの種類)

第3条 サポートボランティアの種類は、次のとおりとする。
(1) 日本語教育リソースルームボランティア
(2) あいち国際プラザ図書室ボランティア
(3) あいち国際プラザにほん語教室ボランティア

(活動の対象)

第4条 サポートボランティアの活動の対象は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、公益財団法人愛知県国際交流協会(以下「協会」という。)がボランティア登録制度の趣旨に合致すると承認したものとする。
(1) 協会が実施するもの。
(2) 国及び地方公共団体とそれらの関係機関が実施するもの。
(3) 愛知県内の学校等が実施するもの。
(4) その他協会が適当と認めるもの。

(その他)

第5条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は令和5年4月1日から施行する。

賛助会員を募集しています

当協会では、県民の皆様に参加していただき、幅広い国際交流活動を進めるため、賛助会員制度を設けております。

賛助会員の皆様には、協会機関誌などによりこの地域の国際交流に関する情報や行催事のご案内などをお送りさせていただくほか、各種の特典をご用意しております。

なお、皆様にご支援いただく賛助会費は、ワールド・コラボ・フェスタなどの国際交流イベントや講座の開催、外国人相談をはじめとした多文化共生の地域づくり、若い世代を対象とした国際理解教育の推進などに使わせていただいております。

国際交流、多文化共生の地域づくりに関心のある方は、ぜひ当協会の賛助会員としてご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

- 《年会費》 個人会員 年会費一口 3,000 円
 団体会員 年会費一口 10,000 円
- 《特典》
 - ・協会機関誌等による国際交流情報の提供
 - ・各種国際交流行催事のご案内
 - ・講座受講料割引
 - ・『国際交流ハンドブック』の贈呈
 - ・世界の国の基礎情報がひと目でわかる資料の贈呈（個人会員のみ）
 - ・国際交流団体交流室の優先予約（団体会員のみ） など
- ※当協会に対する賛助会費については、税法上の優遇措置があります。
- 《入会方法》 ハガキ・電話・FAX・E-mail 等にて総務管理担当までご連絡ください。
 また、当協会ウェブページからお申込みいただくことも可能です。



ワールド・コラボ・フェスタ



外国人相談



日本語ボランティア入門講座



ボランティアのしおり

編集・発行： 公益財団法人愛知県国際交流協会 交流共生課 交流共生担当

TEL: 052-961-8746

FAX: 052-961-8045

E-mail: koryu@aia.pref.aichi.jp